

「震災復興・伝承みやぎルート」 整備マニュアル（案）

整備マニュアル（案）の作成

国ガイドラインや先進事例の整備マニュアルを参考に、以下により作成した。

ルートの安全な通行空間を確保するための一般的な整備手法として位置付け

将来、ナショナルサイクルルートに選定されることを目標として、指定要件・評価項目を満たすように整備できるものとする

整備マニュアル（案）の修正

今後、整備マニュアル（案）を各管理者あてに意見照会し、適宜修正を行う。

整備マニュアルの活用

修正した整備マニュアルにより、各管理者において「震災復興・伝承みやぎルート」の走行環境整備を行う。

**「震災復興・伝承みやぎルート」
整備マニュアル
(案)**

令和2年3月

宮城サイクルツーリズム推進協議会

目次

第1編	はじめに	1
1.	本整備マニュアルの位置づけ	1
2.	本整備マニュアルの対象	1
3.	本整備マニュアルの適用範囲	1
第2編	路面表示・看板編	2
1.	路面表示および看板の種類	2
2.	通行空間整備形態の選定	2
3.	整備基準	4
(1)	自転車通行空間の明示	4
(2)	ルート案内	5
(3)	目的地案内	8
(4)	注意喚起	16
4.	整備事例案	18
第3編	サイクルステーション編	21
1.	サイクルステーションの役割	21
2.	サイクルステーションに求められる仕様	21
第4編	ゲートウェイ編	22
1.	ゲートウェイの役割・種類	22
2.	ゲートウェイに求められる仕様	22
第5編	宿泊施設編	23
1.	宿泊施設の役割	23
2.	宿泊施設に求められる仕様	23
第6編	サイクルショップ編	24
1.	サイクルショップの役割	24
2.	サイクルショップに求められる仕様	24

第1編 はじめに

1. 本整備マニュアルの位置づけ

本整備マニュアルは、「震災復興・伝承みやぎルート」において、自転車に乗る人が安全・安心・快適に走行できるよう、路面表示および看板の役割、種類、規格等を明確にすることを目的とする。

合わせて、「震災復興・伝承みやぎルート」の受入環境として必要となるサイクルステーション、ゲートウェイ、宿泊施設およびサイクルショップの備えるべき機能とその規模を設定するものである。

ただし、本整備マニュアルは一般的な整備手法を示したものであり、すべての整備地点における状況を押さえることは不可能である。そのため、マニュアル通りに整備することで安全性を阻害される恐れがある場合には、必ずこのマニュアル通りに整備するということではなく、整備箇所それぞれの状況に応じて、臨機応変に対応されることを前提としている。

2. 本整備マニュアルの対象

本整備マニュアルの対象は、以下の項目とする。

- 路面表示（第2編）
- 案内看板（第2編）
- 注意喚起看板（第2編）
- サイクルステーション（第3編）
- ゲートウェイ（第4編）
- 宿泊施設（第5編）
- サイクルショップ（第6編）

なお、道路交通法で規定されている道路標識および道路標示については本整備マニュアルでは対象としていない。

3. 本整備マニュアルの適用範囲

本整備マニュアルの適用範囲は以下とする。

- 基幹ルート
- アクセスルート